

◎一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(令和七年一二月二四日法律第八九号)

一、提案理由 (令和七年一二月一〇日・衆議院内閣委員会)

○松本 (尚) 国務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について説明申し上げます。

これは、本年八月七日の人事院勧告に鑑み、一般職の職員の給与に関する法律等について改正を行うものであります。

次に、法律の内容について、その概要を説明申し上げます。

第一に、全ての俸給表の俸給月額について、初任給を始め若年層に重点を置きながら引き上げ、期末手当及び勤勉手当の支給割合について、年間〇・〇二五月分ずつ引き上げること等としております。

第二に、本府省業務調整手当の支給対象職員の拡大のほか、所要の改定を行うこと等としております。

…………… (略) ……………

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告 (令和七年一二月一日)

○山下貴司君 ただいま議題となりました両案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年八月の人事院勧告を踏まえ、一般職の国家公務員について、俸給月額、期末手当及び勤勉手当を引き上げるとともに、本府省業務調整手当の支給対象職員の拡大及び手当額の上限割合の改定等を行うものであります。

…………… (略) ……………

両案は、去る十二月八日本委員会に付託され、十日松本国務大臣から趣旨の説明を聴取し、本日質疑を行いました。質疑終局後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告 (令和七年一二月一六日)

○北村経夫君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年の人事院勧告に鑑み、俸給月額及び諸手当の額の改定を行う等の措置を講じようとするものであ

ります。

…………… (略) ……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、一般職の給与改定の在り方と人材確保策、閣僚等の給与の取扱い等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

…………… (略) ……………

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の大門委員より一般職の改正案に賛成、特別職の改正案の原案及び修正案に反対、れいわ新選組の伊勢崎委員より両法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、まず、一般職の改正案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。